

秋の火災予防運動

この運動は、火災予防の一層の普及を図ることにより、火災の発生を防止し、悲惨な死傷事故や大切な財産の損失を防ぐことを目的としています。

皆様のご協力をお願いします。

火災の発生しやすい季節を迎え、10月15日(金)から10月31日(日)まで、秋の火災予防運動を実施します。

期間中の主な行事

●消防車による町内巡回広報

住宅防火いのちを守る7つのポイント

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。



4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器等を設置する。
- 寝具や衣類、カーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

問合せ／予防課 TEL75-2200

消火器や火災警報器等の不正取引にご注意

毎年全国各地で消火器や火災警報器等の不正取引情報が多数寄せられています。

事例として、「一般住宅に消火器の設置が義務付けられたから販売に来た」「消火器を取り替える時期ではないですか」「お宅の消火器が点検の年だ」などと持ちかける例が報告されています。



「住宅用火災警報器の設置が義務付けられた」と家に上がりこみ、必要数以上に住宅用火災警報器を取り付けて高額請求する事例も報告されています。

■消火器、火災警報器等の不正取引を防ぐポイント

- 一般家庭において消火器の設置義務はありません。
- 消防本部や消防署では消火器等のあっせんは一切行なっていません。
- 住宅用火災警報器は平成23年6月1日から設置義務化されましたが、NSマーク、検定マークの付いているものが設置する機器の目安です。
- 設置義務のある場所は「寝室」です。これに加えて「2階に寝室がある場合は、階段の上端」と定められています。
- 台所、居間などには設置義務はなく任意設置となります。



■少しでも不審に思った場合は

- 身分証明書等の提示を求める。 ●はっきりと購入や点検を拒否する。
- 料金をその場で支払ったりせず、契約書にはんこを押さない。 ●その場で、消防署に問い合わせる。

■もし契約書にサインしてしまったら

- 警察等に相談しクーリングオフ制度等を利用する。
- 不適正な点検や高額請求をする点検業者が、居直ったり脅迫的な言動に出たときは、近くの警察署、消防署に通報してください。

問合せ／予防課 TEL 75-2200

新型コロナウイルス感染症について

ので、ご理解いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症が流行していることにより、けが等の救急要請の場合であっても発熱、倦怠感、せきや呼吸苦、渡航歴を聴取しています。また、感染防止の観点から救急隊がいつもより重装備である場合があります(救急係 TEL 75-0366)

秋の一斉清掃を 実施します

道路や空き地に散乱しているごみや空き缶を拾い、町をきれいにする秋の一斉清掃を実施します。地域、町内会で計画を立て、みんなでごみを拾いましょう。

なお、地域、町内会によって実施日が違う場合がありますので、町内会にご確認の上、参加してください。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクを着用の上、参加してください。

実施日 10月17日(日)

※新型コロナウイルス感染症の状況等によっては、延期または中止とする場合があります。その場合は町ホームページなどでお知らせします。

一斉清掃に参加するときのお願い

- 回収するごみは、もえるごみ（紙類、繊維類、食物類、皮革類）、もえないごみ（金属、ビン類等）、ペットボトル、かんに分別してください。
※一斉清掃では、リサイクル分別を行いません
- 町指定のごみ袋か、透明または半透明の袋を使用してください。ごみの収集袋として肥料袋は使用しないでください。
- 廃タイヤ、廃家電等、不法投棄されたものは、収集せず下記担当までご連絡ください。現地確認の上、町で対応します。
- 家庭や町内会から出たごみの持ち込みは、絶対にしないでください。
- マスクの着用、互いの距離を保つなど、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を取って実施してください。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）

別海町ごみの減量化大作戦!

その63



「プラスチック製の容器包装」の出し方チェック

「プラスチック製の容器包装」とは、中身の商品を取り出したり、使用した後に不要となるプラスチック製の容器や包装を指します。



該当するものには「プラマーク」がついていますので、目印としてください。



また、レジ袋などの小袋に包んでしまうと異物混入のチェックが難しくなりますので、小袋には包まず、すべてバラバラの状態指定ごみ袋に入れるようご協力ください。

よくある間違いの例

- ☑家庭から出る「容器包装以外のプラスチック製品」は「もえないごみ」です。
プラスチック製品の例 バケツ、洗面器、コップ、タッパー（保存容器） など
- ☑水でさっと洗い流したり、軽くふき取っても簡単に汚れが落ちないもの（食品のよごれがひどいもの）は「もえるごみ」です。
- ☑事業活動に伴って排出されるプラスチック製品などは「産業廃棄物」です。産業廃棄物処理業者へ直接持ち込むか、収集運搬許可業者へ運搬を依頼してください。
産業廃棄物の例 ポリ袋、ビニール手袋、ゴム手袋、ゴム長靴、発泡スチロール など

【絶対に入れないでください】

集められたプラスチック製の容器包装は、手作業で中身をチェックし選別したのち、機械で圧縮梱包しています。

右の物（イラスト参照）は事故の原因になりますので絶対に入れないでください。

絶対に入れてはいけないもの



問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）